

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	桑ノ浜地区 防災集団移転促進事業	桑ノ浜地区	釜石市 (岩手県土地開発公社)

図面記号							
桑ノ浜1地区							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分	
			登記簿	現況	(㎡)	農振地域外	都市計画法
	釜石市箱崎町第13地割	6番1	畑	畑	604㎡	農振地域外	非線引き都市計画区域の用途地域外
	釜石市箱崎町第13地割	49番10	畑	畑	446㎡	農振地域外	非線引き都市計画区域の用途地域外
	釜石市箱崎町第13地割	8番3	畑	畑	528㎡	農振地域外	非線引き都市計画区域の用途地域外
	釜石市箱崎町第13地割	6番4	畑	畑	106.59㎡	農振地域外	非線引き都市計画区域の用途地域外
	釜石市箱崎町第13地割	52番2の一部	畑	畑	789㎡の一部 491㎡	農振地域外	非線引き都市計画区域の用途地域外
	釜石市箱崎町第13地割	53番6	畑	畑	377㎡	農振地域外	非線引き都市計画区域の用途地域外
	釜石市箱崎町第13地割	37番の一部	畑	畑	286㎡の一部 32㎡	農振地域外	非線引き都市計画区域の用途地域外
	計	合計 2,584.59 ㎡ (田 - ㎡、畑 2,584.59 ㎡)					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。また、法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止し、耕作道路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響を与えないように措置する。農業用水及び排水路については、周辺農地に水田利用が無く支障が無い。</p>						